

事 務 連 絡

令和3年5月28日

各都道府県・市町村 生活保護制度主管部局長 殿

各都道府県・市町村 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿

全国社会福祉協議会事務局長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

### 緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、これまで、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の対象拡大、自立相談支援機関の体制強化、生活保護の弾力運用等の各施策を講じてきているところです。こうした施策の現場を担う皆様のご尽力により、多くの方々の生活が守られており、改めて感謝申し上げます。

一方で、本日、9都道府県に発出されている緊急事態宣言の延長が決定されるなど、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響は長期化しております。こうした状況に鑑み、生活に困窮される方々へ途切れない支援を届けるため、以下の取組を行うこととしましたので、各都道府県においては、管内市町村に周知いただき、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会へ周知いただくようお願いします。

なお、各施策の具体的な内容等は、別途連絡いたします。

#### 1. 緊急小口資金等の特例貸付について

- 緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付については、令和3年6月末までとしていた申請の受付期間を令和3年8月末まで延長する。

## 2. 住居確保給付金について

- 住居確保給付金の支給が終了した方に対して、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも3ヶ月間の再支給を可能とする特例について、令和3年6月末としていた申請の受付期間を令和3年9月末まで延長する（省令改正予定）。
- 新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和3年9月末までに申請があった場合には、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする（省令改正予定）。

## 3 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）について

- 総合支援資金の再貸付を終了した方等であって一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」（仮称）を支給する。

### 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（仮称）

※検討中の案であり、詳細については決まり次第、あらためて連絡します。

（趣旨）新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、総合支援資金の再貸付を終了した、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされたとの事情で、さらなる貸付を利用できない生活困窮世帯が存在するが、こうした世帯が必ずしも新たな就労や生活保護の受給に結びついていない実態がある。このため、こうした世帯を対象として、自立支援につなげるため、「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」（仮称）を支給する。

（対象）総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯であって、以下の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）

（収入要件）①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と②生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと

（資産要件）世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の①の6月分を超えないこと（ただし、100万円を超えないこと）

（求職活動等要件）以下のいずれかの要件を満たすこと

- ・ 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

- ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

(支給額) 単身世帯：月額6万円

2人世帯：月額8万円

3人以上世帯：月額10万円

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

(支給期間) 7月以降の申請月から3か月（申請受付は8月末まで）

(実施主体) 福祉事務所設置自治体

(財政措置) 実施に要する経費については、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により、補助率10/10で措置

※本支援金の詳細については、6月上旬を目途に、おって連絡するとともに、別途説明会を開催予定です。詳細決定後、やむをえず短期間での予算措置を含めた準備をお願いすることとなりますので、すみやかに事業を実施できるよう、ご協力方よろしくお願いいたします。